

○潟上市市内業者及び準市内業者の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、潟上市有資格者名簿に登録された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するにあたり、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常時契約を締結する事務所

見積り、入札、契約締結及び履行など、契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいう。

(2) 市内業者

潟上市有資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）のうち、常時契約を締結する事務所として本店その他の主たる営業所（以下「本店等」という。）を市内に有する登録業者をいう。

(3) 準市内業者

登録業者のうち、常時契約を締結する事務所として支店その他の従たる営業所（以下「支店等」という。）を市内に有する登録業者をいう。

(認定の要件)

第3条 市内業者及び準市内業者の認定の要件は、次の各号に掲げる事項のいずれも満たすものとする。

(1) 市内業者は、本店等において、市との契約締結について完結できなければならない。

(2) 市内業者は、法人にあっては潟上市内において法人に係る市税の納税義務を有しなければならない。個人にあっては、事業主が潟上市内に住民登録を有し、潟上市に納付すべき市税の納税義務者でなければならない。

(3) 準市内業者は、潟上市内において法人に係る市税の納税義務を有するとともに、支店等において、市との契約締結について完結できなければならない。

(4) 前3号に規定するもののほか、準市内業者として認定するにあたり必要な要件は、次に掲げる事項とする。

ア 潟上市内にある支店等（以下「事務所」という。）には、事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられていなければならない。

イ 事務所には、その所在を明らかにした看板や表札を表示していなければならない。

ウ 事務所には、営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していなければならない。

エ 事務所とは、電話、郵便、ファクシミリ等により、常に連絡をとることが出来なければならない。

（実態調査）

第4条 市長は、前条の認定の要件を満たしているかどうか確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うことができる。

2 実態調査は、入札参加資格審査申請時に本市に提出されている入札参加資格審査申請書等に基づき、現場確認、書類確認等の方法で行うものとする。

3 市長は、第1項の実態調査にあたり相手方に対し、説明、資料の閲覧又は提出その他必要な協力を求めることができる。

4 第1項の実態調査に協力しない業者については、前条の認定要件を満たしていないものとみなす。

（認定の変更等）

第5条 市長は、前条の調査の結果、この基準を満たさないことが明らかになった場合は、その認定の区分を変更、又は市内業者若しくは準市内業者として認定しないことができる。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。